

令和7年度「エアポートシティ」ブランディング推進業務委託 企画提案仕様書

本仕様書は、千葉県（以下、「県」とする。）が委託する「令和7年度「エアポートシティ」ブランディング推進業務委託」の企画提案募集にあたり、事業の概要として業務内容等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書は、受託候補者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和7年度「エアポートシティ」ブランディング推進業務委託

2. 業務の概要・目的

成田空港の更なる機能強化と一体となったエアポートシティの実現は、我が国の成長戦略を牽引する国家プロジェクトとして極めて重要な意義を有する。

令和7年4月に県と成田国際空港株式会社（以下、「NAA」とする。）が設立した「NRT エリアデザインセンター」（以下、「NADC」とする。）では、同6月に「成田空港「エアポートシティ」構想」（以下、「構想」とする。）を策定・公表したところである。

構想の実現のためには、多様なステークホルダーの協働・連携が必要であり、地域ブランディングにより対外的には、企業・高度人材等にとって魅力的な「選ばれるまち」を演出しつつ、対内的には、地域住民の納得と地元への愛着の醸成を図ることが必要である。

本業務は、構想の理念と未来像を内外に広く共有し、地域の機運醸成を図るための初期広報体制を構築することを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 業務内容

受託者は、上記目的を達成するため、地域ブランディングに関する高度な専門的知見と豊富な実績に基づき、以下の業務を一体的に実施すること。

（1）2か年分のブランディング戦略の策定

構想の理念を踏まえ、令和7年度から令和8年度までの2カ年における実効性の高い戦略を提示すること。

企画提案に当たっては、成田空港「エアポートシティ」構想を十分に理解した上で、少なくともブランディングの基礎方針と、2か年において実施すべき事業及び到達目標、ロードマップ及び推進体制を明示することを期待する。

(2) ブランド資産の構築

本構想の本質的価値を体現し、人々の記憶に深く刻まれることを目的に、以下のブランド資産一式を構築すること。

なお、企画提案段階では、下記アで選定した名称に応じてイ～オの各資産のイメージを作成・提示することを期待するものであり、最終的な成果物は契約後に県と協議の上、作成していくものであることに留意すること。

ア. 名称

県が提案者に対して提示する名称候補案及び提案者が考案した名称案の中から1つまたは複数を選定の上、提示すること。なお提案する名称は特許情報プラットフォーム (Jplat-pat) による商標の簡易検索・調査を実施し商標権の侵害がないことを確認したもののみを提出すること。

イ. ロゴデザイン

ウ. タグライン

エ. キービジュアル

構想のブランドイメージを象徴する写真やイラスト等のビジュアルを提示すること。サイズおよび枚数は自由とする。

(3) 情報発信・受信用プラットフォームの構築

NADC が構想に関する情報を継続的に発信し、問い合わせの受け皿となる公式プラットフォームを構築すること。

具体的には、NADC の公式ウェブサイトの企画制作、SNS での発信などが想定されるが、初期ブランディングに必要な情報発信を踏まえ、プラットフォームの種別やコンテンツなどを提案することを期待する。

(4) その他のブランディング推進（自由提案）

地域ブランディングにとって提案者が必要と考えるその他の施策について、自由に提案すること。

5. 成果品

- (1) ブランディング戦略（Word 形式等）
- (2) ブランド資産各種データファイル一式（Illustrator, JPEG, PNG 形式等）
- (3) 情報発信・受信用プラットフォーム一式
- (4) その他、本業務の履行にあたり作成した成果物一式

6. 業務の実施にあたっての条件

- ・受託者は、本業務の実施にあたり、県担当者と緊密に連携し、定期的な進捗報告（原則月1回以上）を行うこと。
- ・本構想は、NAA、周辺市町、関係企業をはじめとする多数の関係機関との連携が不可欠であることから。受託者は、必要に応じてこれらの関係機関との協議・調整を行うこと。
- ・業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託（再委託）してはならない。ただし、業務の性質上、再委託が必要な場合は、あらかじめ書面により県の承諾を得ることとし、企画提案時に再委託先候補も明示すること。

7. 特記事項

- ・本業務により作成された成果品に関する一切の知的財産権は、別途、県とN A Aで締結する協定書に基づき、県とN A Aに帰属するものとする。
- ・受託者は、本業務に関して知り得た情報を、県の許可なく第三者に漏洩し、または他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- ・本仕様書に明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために必要と認められる業務については、県と受託者が協議の上、誠実に対応すること。